

富山地方最低賃金審議会

第1回 百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年9月29日（火） 午前9時00分～午前11時30分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門部会長及び同代理の選出について 2. 専門部会運営規程について 3. 特定最低賃金審議運営事項について 4. 専門部会の審議日程について 5. 労働経済等関係指標について 6. 最低賃金に関する基礎調査結果について 7. 参考人の意見表明について 8. 労使各側の基本的主張について 9. 金額等審議 		
議事要旨・議事録	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長に高倉委員、部会長代理に柳原委員を選出した。 2. 専門部会運営規程を原案どおり決定した。 3. 特定最低賃金審議運営事項の伝達がなされた。 4. 審議日程を原案どおり決定した。 5. 労働経済等関係指標について、事務局から説明がなされた。 6. 最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明がなされた。 7. 参考人の意見聴取について、意見書の提出が行われないことを確認した。 8. 労使各側の基本的主張がなされた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者側の主張 <p>本最低賃金は労働協約ケースであり、労働協約に基づく上限額である時間額 895円（引上げ額 35円）への引上げを求める。</p> <p>2014年は地賃と本最賃の差は62円であったが、2019年は12円となり、年々地賃との差が縮小している。また、コロナ禍において消毒・予防措置の徹底等業務内容の変質、悪質なクレーム対応に翻弄されている労働者に報いるという意味もふまえ、35円の引上げを求めると主張した。</p> (2) 使用者側の主張 <p>コロナ禍により百貨店形態の事業は大きな影響を受けており、営業しても売上から利益が出るか否かせめぎあい状態である。このような経済状況においては引上げ額について慎重な議論を行うべきであり、引上げ額は地賃引上げ額の1円に限りなく近い一桁となると主張した。</p> 9. 公益委員を中心に、労使双方から意見を聴取し調整を努めたが、意見に隔たりがあったため、次回改めて審議を行うこととなった。 		